第明治三十五種郵便物認可　三十一年三月三日

（申請等の方法）

第六十九条　次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあっては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

［一～十四　略］

十五　法第三十九条において準用する法第三十五条第一項又は法第三十八条第一項の申立て

［十六～三十四　略］

［２　略］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

［１　略］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表略］

［表略］

［注１～８　略］

９　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

（記載例）

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

10　［略］

11　様式第17の４の９表１（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率）及び表２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率）について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

（記載例）

様式第17の４の９の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

２の２　データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

［表略］

［表略］

［注１～６　略］

７　「予測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注８に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たつては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

（記載例）

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

（申請等の方法）

第六十九条　［同上］

［一～十四　同上］

十五　法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て

［十六～三十四　同上］

［２　同上］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

［１　同左］

２　［同左］

［表同左］

［表同左］

［注１～８　同左］

［新設］

９　［同左］

［新設］

２の２　［同左］

［表同左］

［表同左］

［注１～６　同左］

［新設］